

資 料

ネグリジェンスを理由とする懲罰的損害賠償金 に関するニュージーランドの判例⁽¹⁾

佐 野 隆

- | | |
|---|------------------------|
| 第1 身体傷害を引き起こしたネグリ
ジェンスを理由に懲罰的損害賠
償金の請求が認められると判示
されたニュージーランドの事件 | 3 高等法院判決の要旨 |
| 1 本件の事実関係および第一審判
決 | 第2 解説 |
| 2 高等法院における争点および判
決 | 1 本件高等法院判決の背景にある
もの |
| | 2 評釈 |
| | 3 おわりに |

第1 身体傷害を引き起こしたネグリジェンスを理由に懲罰的 損害賠償金の請求が認められると判示されたニュージー ランドの事件

McLaren Transport Ltd v Somerville

第一審 グニーデン地区裁判所 (District Court, Dunedin) 1996年1月10日
判決 (Everitt 裁判官)。

第二審 グニーデン高等法院 (High Court, Dunedin) 1996年8月13日判決
(Tipping 裁判官)。[1996] 3 NZLR 424.

(1) 本稿はニュージーランド法を検討の中心対象とするものである。したがって、ニュージーランド国内における最高裁判所に相当する Court of Appeal および一般の管轄権を有する第一審裁判所である High Court に対して、それぞれ単に「控訴院」および「高等法院」という訳語を当てる。通常それらの訳語が意味するイギリスの裁判所に言及する際には、「イギリスの」を付加する。

1 本件の事実関係および第一審判決

(1) 事実関係

原告 Somerville 氏は、農業経営者であるとともに、請負作業も行ってた。原告は、1992年4月1日に、請負っていた仕事を終わらせるために必要な干草の状態を整える機械の15.3インチの車輪に合う新しいタイヤを装着するために被告 McLaren 社の整備工場を訪れた。そこには、15.3インチのタイヤはなかった。そこで、工場長の Stumbles 氏と相談の後、原告は15インチのタイヤを装着してみることを勧められた。通常その作業を担当するタイヤ装着係はいなかった。Stumbles は手伝うことに合意した。原告は、15.3インチの車輪に15インチのタイヤを装着することが潜在的に危険な作業であることを理解していなかった。原告および Stumbles 氏はタイヤ置場に行き、Stumbles 氏が15インチのタイヤを選んだ。同氏は、「タイヤは強い圧力で破裂し重大な身体傷害または死を引き起こす場合がある。装着する際に35psi [= pounds per square inch] を超してはならない。」と書かれているタイヤ側面の浮き出しを読まなかった。

車輪とタイヤはタイヤスタンドにおかれた。利用できるタイヤケージは使われなかった。最初の試みで、タイヤは60psiにまで膨らまされたが、うまく装着できなかった。少し後で二回目の試みがなされ、原告が水でタイヤを滑らかにする一方、Stumbles 氏がタイヤを80psiにまで膨らませた。しばらくして三度目の試みがなされた。Stumbles 氏は、今回はタイヤを、ケージではなく、床に置き、前回と同様原告の手助けをえて、80psiにまで膨らませた。タイヤが破裂した。タイヤは、そのタイヤに勧められる二倍以上の圧力で膨らまされていた。原告は、激しいショック、腹部内出血、肝臓への傷害、頭皮裂傷、三本の指の骨と肋骨の骨折等を含む傷害を受けた。Stumbles 氏はほとんど無傷であった。

原告は、身体傷害を引き起こした被告のネグリジェンスを理由に、30,000ニュージーランドドルの懲罰的損害賠償金を求める訴訟を提起した。

(2) 第一審判決の要旨

過失の結果としての身体傷害を理由とする懲罰的損害賠償金を原告が請求することを妨げるものは、原則上何もない。懲罰的損害賠償金を正当化するためには、被告の行為が、「社会を憤慨させ」なければならず、「道徳または良識ある行為の通常の基準を侵害し」なければならず、また、「重大で例外的」でな

ければならない。Stumbles 氏の行為が原告に対する侵害の潜在的な危険を「完全に無視し」、また、同氏は自身が間違っており危険を犯していることを認識していた点で、重大な過失を示すいくつかの特徴が存在していた。被告 McLaren 社の行為は重過失 (grossly negligent) であるか無謀 (reckless) であった。

以上の理由により、第一審裁判官は15,000ニュージーランドドルの懲罰的損害賠償金を認めた。

被告は、同判決が被告の過失の程度を誇張していること、本件が懲罰的損害賠償金を認める事件でないこと、および、認定された懲罰的損害賠償金が高すぎることを理由に高等法院に上訴した。原告は、認定された懲罰的損害賠償金が低すぎることを理由に交差上訴 (cross-appeal) した。

2 高等法院における争点および判決

(1) 争点

(i) 故意の不法行為ではないネグリジェンスにおける訴訟原因の事件で懲罰的損害賠償金は利用できるか否か。

(ii) 制定法上の事故補償制度が存在しているにもかかわらず懲罰的損害賠償金を請求することができるか否か。

(iii) 第一審裁判官の懲罰的損害賠償金の算定は誤ったものか否か。

(2) 判決

争点(i)および(ii)につき、積極的判断。

争点(iii)につき、消極的判断。

上訴人 (被告) の上訴棄却, 被上訴人 (原告) の交差上訴棄却。原審判決支持。

ダニーデン高等法院は、1996年7月17日および18日の2日間審理を行った後、8月13日に、Tipping 裁判官により判決を言い渡した。

3 高等法院判決の要旨 (Tipping 裁判官)

[Tipping 裁判官は、すでに示した事実関係について論じた後で、事実関係に基づく一つを除く全ての主張を退け、以下のように述べた。]

私が論じなければならない事実関係に関わる最後の点は、McLaren 社の一般的安全基準およびタイヤ装着作業に対する一般的対応に関する第一審裁判官

の検討である。この点で、同裁判官は McLaren 社に対して少し酷であったかもしれないと私は思う。私は、本件の特定の状況における同社の行為ではなく、同社の一般的なやり方について述べている。第一審裁判官は、本件において原告が Stumbles 氏を手伝ったように、顧客が整備工場の作業場に入りある作業を手伝うことを認めるやり方に、特に不満足であった。

私は、この点における McLaren 社の行為を是認するものではないが、懲罰的損害賠償金を求める主張は問題となった日に生じたことに依拠し注がれるものとする。本件は McLaren 社の劣悪な安全記録に関する事件ではない。かかる趣旨の証拠はなかった。事件後に賢くなるのは常に容易である。懲罰的損害賠償金を求める主張は、直接的に事故を導いた状況よりも広い状況により支持されるとは考えない。もちろん、直接的な状況には、問題となった日に関係していた人々の態度、および、彼等の知識、経験、訓練の程度が含まれる。結局、訴答は事故の直前の状況よりも広い範囲を何らかの明確さで示すものではなかった。したがって、懲罰的損害賠償金を求める主張は、以下の事実状況に基づいて判断されなければならない。Stumbles 氏は、15.3インチの車輪に15インチのタイヤを装着しようとしていることを知っていた。第一審裁判官は、なぜ彼がタイヤを装着するのに苦労したか分からないと認定した。したがって、彼は非常に経験が浅かったか、常識をとても欠いていたに違いなかった。最初の試みの後で、Stumbles 氏は、もう一度試みることに決めた。同氏は、原告のみならず自身をもさらす危険を知っていたか、知っているべきであった状況でタイヤケースを使わなかった。同氏は明らかに読む労をとらなかったため、警告があったにもかかわらず、勧められる二倍以上の圧力にまでタイヤを膨らませた。

第一審裁判官の評価では、Stumbles 氏は「不合理な危険を引き受けた」。彼は「過度に (grossly)」タイヤを膨らませすぎた。彼は自身の力が及ばない危険な状況を理解する経験と知識を欠いていた、と同裁判官は結論付けた。これはタイヤ装着に関する適切な訓練が彼には欠けていたことに主に依る、と同裁判官は考えた。かかる事実認定は、Stumbles 氏が工場長であり、通常その作業を担当するタイヤ装着係がない状況で原告に便宜を図ろうと彼自身が仕事を引き受けたという事実を背景になされた。

地区裁判所 (District Court) における懲罰的損害賠償金

両当事者の弁護人による主張およびいくつかの先例を注意深く検討した後

で、第一審裁判官は、過失の結果としての身体傷害から生じる懲罰的損害賠償金を原告が請求することを妨げるものは原則上何もない、との見解を示した。同裁判官は、懲罰的損害賠償金を正当化するためには、被告の行為が、「社会を憤慨させ」なければならず、「道徳または良識ある行為の通常の基準を侵害し」なければならず、また、「重大で例外的」でなければならない、と述べた。

本件に関連して、同裁判官は、「重大な」過失を示すいくつかの特徴があった、と述べた。そして、同裁判官は、McLaren社の「一般的な」過失ある行為と呼ぶところの例を示した。原告に対する侵害の潜在的な危険をStumbles氏は「完全に無視した」、と認定した。しかし、同裁判官は、同氏は「自身の間違っており危険を犯していることを認識していたが、危険を引き受けていた」、とも認定した。

第一審裁判官は、その判決の他の場所で、被告McLaren社の行為は「重過失 (grossly negligent) であるか無謀 (reckless)」であった、と認定した。同裁判官はいかなる法的根拠に基づいて「無謀な」という語を用いたか述べなかった。しかし、上に示したように、それ以前の事実認定で、同裁判官は、Stumbles氏が(a)侵害の潜在的な危険を完全に無視し、(b)同氏は危険を意識的に引き受けた、と認定した。

懲罰的損害賠償金を求めるために何が必要であるかについての先例として、この多様な定式化はまったく役に立たない、と言わざるを得ない。私は、第一審裁判官のいくつかのアプローチを本件事実関係に関連させようとするのではなく、私自身のやり方でこの問題に取り組むのが最高であろうと思う。

ネグリジェンスを理由とする懲罰的損害賠償金？

私が検討する最初の点は、訴訟原因がネグリジェンスである場合、つまり、当然、故意の不法行為ではない場合に、懲罰的損害賠償金は利用できるか否か、というものである。ネグリジェンスを理由に懲罰的損害賠償金が利用できるか否かは、本件では真剣には主張されていなかったが、この問題が高等法院に至ったのは本件が最初なので、私はその問題を若干検討しなければならない。私は、ニュージーランドの主要な先例の跡を辿り、その後で、他の法域の判例およびテキストブックの著者の見解といった関連する他の資料に目を向ける。

ニュージーランドの先例を調べる際の当然の出発点は、*Donselaar v Donselaar* [1982] 1 NZLR 97 事件控訴院判決である。同事件は、ネグリジェンス

の事件ではなく、兄弟同士の暴行 (battery) の事件であった。本質的な問題は、1972年事故補償法 (Accident Compensation Act 1972) の規定により、暴行における訴訟原因に基づく懲罰的損害賠償金の付与は禁じられるか否かであった。控訴院は、そのような禁止は存在しないと判示した。

Cooke 裁判官はその判決のなかで (104頁)、懲罰的損害賠償金は、懲罰的であり、(通常の (ordinary) および加重的 (aggravated) 双方の) 補償的損害賠償金 (compensatory damages) が被告に対して必要な罰を加えるのに十分でない場合にものみ与えられる、と強調した。Donselaar 事件で裁判所が直面しなければならなかった問題の一つは、事故補償制度が (通常のであれ加重的であれ) 補償的損害賠償金の付与の可能性を取り除いたことで、補償的損害賠償金それ自体が罰として不十分であることに基づく懲罰的損害賠償金がほとんど付与されえなかったという事実であった。Cooke 裁判官は、(107頁で) 述べた。

「全般的に見て、本院が採る正しい道が決して自明でない状況では、私は、損害賠償法を意識的に社会的必要に対応するように作り上げることで、事故補償法により生じた問題に我々は対応しようとするべきであると思う。同法が引き継いだ補償の領域に侵入することなしに、そうすることの実行可能な唯一の方法は、純粹に懲罰的な目的のための損害賠償請求訴訟を認めることであるように思われる。そして、(加重的であれ他のものであれ) 補償的損害賠償金はもはや付与されないのであるから、懲罰的損害賠償金が後者の以前の役割の部分を引き継がなければならないであろうことを認めることにあるように思われる。換言すれば、同法の下での給付はいかなる意味においても懲罰的ではないので、懲罰的損害賠償金は *Broome v Cassell* 事件判決によりかかる損害賠償金に割り当てられた役割のみならず、他の項目の損害賠償金によって以前になされていた役割のある部分をも果たさなければならないであろう。」

はっきりと記しておくべきことは、Cooke 裁判官が懲罰的損害賠償金は「後者の以前の役割」の部分を引き継がなければならないであろうと述べたことである。同裁判官の「後者」に対する言及は、補償的損害賠償金全般が加重的かの何れかに対する言及でしかありえないが、何れにしても補償的損害賠償金に対する言及でしかありえない。懲罰的損害賠償金が他の項目の損害賠償金によって以前になされていた役割のある部分を果たさなければならないであろうという同裁判官の発言の部分は、一見したところ、補償的損害賠償金により

以前になされていた役割に対する言及であるが、しかし、同じ節のなかで同裁判官は、懲罰的損害賠償金は補償の領域に侵入すべきではないと述べた。これら全てのことから正に、懲罰的損害賠償金は補償的要素を含むように発展してきたのか否か、あるいは、現在そのように発展すべきなのか否かという問題が生じる。これはそれ自体、非常に重要な点であるが、その点は後で立ち戻る。

Richardson 裁判官は *Donselaar* 事件判決のなかで (109頁)、(加重的損害賠償金を含む) 通常の損害賠償金と懲罰的損害賠償金は異なった目的を果たしている、と指摘した。前者は補償的であり、後者は罰することと抑止することが目論まれている。この点で同裁判官は同じ日に控訴院が下した *Taylor v Beere* [1982] 1 NZLR 81 事件判決に言及した。それは、同裁判官の見解では、懲罰的損害賠償金は原告が被った損失に向けられるものではない、というものであった。懲罰的損害賠償金は被告が不法行為を犯す際に採った行為の様態を理由に付与される。

そして同裁判官は、問題なのは原告が特定のタイプの侵害を被ったか否かではなく、被告の行為の質である、という重要な発言をした。同様な点は、問題は原告に生じた侵害の重大さではなく、被告の行為の重大さである、と述べることで押えることができる。懲罰的損害賠償金を認める事件であるか否かを判断する際に、この点をしっかりと頭に入れておくよう注意しなければならない。Somers 裁判官はその判決のなかで (113頁) 述べた。

「身体傷害の事件における懲罰的損害賠償金は、侵害が直接的である暴力トレスパス (trespass vi et armis) 訴訟に由来する暴行 (assault battery) および不法監禁 (false imprisonment) という有名不法行為 (nominate torts) の場合にのみ回復されているにすぎない。そして、力を意図的に用いることは当初は補償的損害賠償金を回復するための前提条件ではなかったかもしれないが、力の意図的使用は懲罰的損害賠償金の付与を正当化するために必要なものと考えられうる。」

ここでは同裁判官は、侵害が直接的である不法行為と歴史的に訴えがケースに基づく他のタイプの不法行為とを区別していた。本件の目的にとって重要な側面は、懲罰的損害賠償金は力の使用が意図的でないかぎり身体傷害を理由に付与されえないという同裁判官の明白な結論である。Cooke 裁判官も Richardson 裁判官も問題をそこまで高めなかったし、後の事件から明らかになるように、先例の流れはかかるアプローチを支持していない。

Taylor v Beere (前出) 事件における Richardson 裁判官の判決に由来する

もう一つの点は、懲罰的損害賠償金が付与される場合、付与される賠償金全体のなかの懲罰的要素は、原告が補償として受け取るべきものと被告が生じさせた侵害および侵害を生じさせる際の様態を理由に支払うべきものとの差異を示している、という考えの提示である。被った違法な行為およびかかる違法な行為が原告に与える全ての影響のために原告に補償する必要のあるもの（通常のおよび加重的損害賠償金）以上のものを原告が受け取る場合は、それは、被告の行為にはさらに非難が必要であると考えられるからである。

次に重要な事件は、*Auckland City Council v Blundell* [1986] 1 NZLR 732 事件控訴院判決である。これは暴行という形式の故意による不法行為に関するもう一つの事件であった。通常または加重的損害賠償金は1982年事故補償法 (Accident Compensation Act 1982) により訴権が認められないので、かかる損害賠償金の請求権は存在しないと判示された。しかし、同法の下での制定法上の給付は罰することを意図されているのでないで、懲罰的損害賠償金を懲罰的かつ非補償的目的のために請求することができた。本件の目的にとって重要なことは、控訴院が、付与される懲罰的損害賠償金の程度は懲罰的要素のみを反映させ、原告に対する侵害を理由に原告に補償しようとするべきではない、と判示したことである。

Cooke 控訴院長官は、Somers 裁判官および Casey 裁判官とで構成された控訴院の法廷意見を述べた。要約された形で提示されたものが完全に明らかにしたことは、いかなる懲罰的損害賠償金にも補償的要素が存在すべきではないということであった。懲罰的損害賠償金は補償的損害賠償金の役割のある部分をなすために発展させるべきであるという考えは採られておらず、実際、何であれ、その逆が採用されたアプローチであった。

Blundell 事件判決から、私は、*Green v Matheson* [1989] 3 NZLR 564 事件判決に移る。同事件は子宮頸管癌 (cervical cancer) の事件であった。*Donselaar* 事件判決および *Blundell* 事件判決が従われた。再び Cooke 控訴院長官が法廷意見を述べた。同事件における他の裁判官は、Somers, Casey, Hardie Boys, および, Wylie 各裁判官であった。裁判所は、懲罰的損害賠償金は原告に対して補償をなすために付与されるのではなく、被告を罰するために付与されることを繰り返した。懲罰的損害賠償金はある種の慰めになるかもしれないが、補償はその目的ではないということがついでに述べられた。懲罰的損害賠償金は故意の不法行為と同様に故意によらない不法行為の事件においても利用できるという見解を控訴院が採用したことが示されている (572頁)：

Dandoroff v Rogozinoff [1988] 2 NZLR 588 事件における Henry 裁判官の判決 (594頁) からの引用および、「同裁判官の発言の主眼は故意による不法行為と同様に故意によらない不法行為にも適用可能である」という控訴院の見解参照。もちろん、かかる発言は、*Green v Matheson* 事件における主張は意図的な行為 (身体に対するトレスパス) に限定されるのではなく、信託義務違反 (breach of fiduciary duty) およびネグリジェンスの主張をも含んでいる、という背景のなかでなされた。

次に重要な事件は *Aquaculture Corporation v New Zealand Green Mussel Co Ltd* [1990] 3 NZLR 299 事件判決である。同事件の重要さは、控訴院 (Cooke 控訴院長官, Richardson, Somers, Bisson, および, Hardie Boys 各裁判官) が、訴訟原因が信頼違反 (breach of confidence) である場合に懲罰的損害賠償金が利用できる、という見解を採ったことにある。控訴院は、補償的な金額が被告の行為の重大さを適切に反映しないであろう事件で、信頼違反を理由に懲罰的損害賠償金を付与すべきでないとする理由は原則上存在しない、と判示した。故意/故意によらない二分論が特に論じられていたが、判決の趣旨は、懲罰的損害賠償金という救済手段は違法な行為が意図的に行われた場合に限るべきではないというものである。

Cook v Evatt (No 2) [1992] 1 NZLR 676 事件判決において Fisher 裁判官は、懲罰的損害賠償金は訴訟原因がコモン・ロー上のものであれ、エクイティ上のものであれ、付与される場合がある、と判示した。私が敬意を持って同意するかかるアプローチは、懲罰的損害賠償金が付与されるためには違法な行為が意図的に行われる必要はないという見解をも支持する。過失によって生じようとする故意によらない違法な行為は懲罰的損害賠償金の対象となりうるが、しかしもちろん、故意の欠如は、第一に、懲罰的損害賠償金が付与されるべきか否かに、そして、もし付与されるべきなら、いかなる程度で付与されるべきかに、大いに関係しうる。

私自身 *Dehn v Attorney-General* [1988] 2 NZLR 564 事件判決のなかで、*Donselaar* 事件判決および *Taylor* 事件判決の結果、懲罰的損害賠償金は引き続きニュージーランドにおいて利用できる救済手段であり、かかる賠償金の付与は何らかの特定の不法行為となる行為のカテゴリーに限られるものではない、と述べた (585頁)。

控訴院の次に関連する判決は、*McKenzie v Attorney-General* [1992] 2 NZLR 14 事件判決である。同事件はアスベストにさらされたことで生じたと

主張されている癌に関する事件であった。Cooke 控訴院長官は、21頁の彼のたてた項目 9 で、懲罰的損害賠償金に関する重要な判例法の現状であると同長官が観るものを調べた。同長官は、事故補償立法は決して懲罰的損害賠償金を禁止するものではない、と指摘し、「行為が事故補償制度の開始以前に起ころうと、以後に起ころうと」懲罰的損害賠償金を請求する原告の力は依然ある、と述べた。

言葉ではそう述べられていないが、それは、被告の行為が故意によるか故意によるものでないかにかかわらず、状況が事故補償制度内におさまる適切な場合で懲罰的損害賠償金が得られうることを明らかに認めたものであるように私には思われる。補償制度は、故意により加えられたものであれ故意によらずに加えられたものであれ、事故による身体傷害をカバーする。Cooke 控訴院長官の要約のなかには、懲罰的損害賠償金は違法な行為が故意による場合に限られることを示すものは何もない。もし限られるのならば、そのことが明白に示されたであろうことを、私は文脈から自信を持って言える。

次に、*Boustridge v Attorney-General* (High Court, Auckland HC 54/93, 29 September 1993) 事件における Blachard 裁判官の判決がある。第一審裁判官は懲罰的損害賠償金は故意によらない不法行為の事件では利用できないとの見解を採ったので、請求は地区裁判所により退けられた。それに関して、Blachard 裁判官は12頁で述べた。

「．．．請求がネグリジェンスにおいてのみなされている場合に、懲罰的損害賠償金が付与されるのは非常に稀であろう。」

したがって、同裁判官は、ネグリジェンスの事件におけるかかる賠償金の付与の可能性を明らかに考えていたが、他の多くの者が懲罰的損害賠償金一般に関して繰り返し述べている、そのような賠償金の付与は例外的なあるいは稀な場合に残しておかれるという点を指摘した。

オーストラリアおよびカナダの状況の検討に移る前に、*Attorney-General v Niania* [1994] 3 NZLR 106 事件における私自身の判決に簡単に言及する。同事件で私は、加重的損害賠償金と懲罰的損害賠償金との区別を検討し、補償的損害賠償金と加重的損害賠償金を異なったカテゴリーとして取り扱うよりも、(懲罰的損害賠償金を除く) 損害賠償金の補償的機能に集中するほうがより良いであろうことを示した。*Salmond and Heuston on the Law of Torts* (19th ed. 1987) における解説 (594頁) を採用して、加重的損害賠償金は原告に衝撃を与えた行為を理由に与えられるが、懲罰的損害賠償金は陪審 (事実認

定者が裁判官の場合は裁判官)に衝撃を与える行為を理由に与えられることを示した。私がこの点に言及するのは、いわゆる加重的損害賠償金は補償的損害賠償金の一つの構成要素にすぎず、違法な行為が行われた際の様態または動機を反映することを目論まれているという点を強調するためである。

オーストラリアでは、懲罰的損害賠償金がネグリジェンスの事件で利用できるか否かの問題はオーストラリア連邦最高裁判所 (High Court) のレベルでは解決されていないように思われる。しかしながら、過失により生じた身体傷害を理由とする訴えにおいて懲罰的損害賠償金が付与されると判示したヴィクトリア州最高裁判所 (Supreme Court of Victoria) の最近の判決がある：*Coloca BP Australia Ltd* [1992] 2 VR 441 per O'Bryan J. 参照。同事件は、過失によりアスベストにさらされることで病気になったと主張している原告が以前の雇い主を相手取ったネグリジェンスを理由とする訴訟手続を含んでいた。概して、同事件はニュージーランドにおける *McKenzie* 事件に類似していた。

O'Bryan 裁判官は、オーストラリアおよびその他の先例を注意深く検討し、ネグリジェンスの事件で懲罰的損害賠償金を付与することは可能であるが、そうすることは通常ではなく稀であるとの結論に達した。もちろん、ヴィクトリア州には我が国におけるような事故補償制度はないが、そのことが、以下の点を除いて、本件の問題点に影響を与えるとは思わない。除かれる点は、一度補償的損害賠償金が付与されたならば、懲罰と非難のためにそれ以上のものが必要かどうか、そして、必要とされる場合には、どれだけ必要なかを決定することがより容易である、という点である。ニュージーランドでは、単に、原告が制定法上の制度の下で適切に補償を受けていることを前提とし、その後で、被告の行為を非難するためにそれ以上の何かが求められるか否かを問えばいいにすぎない。BW Collis QC によるオーストラリアの状況に関する役立つ調査が (1996) 70 ALJ 47にある。

カナダでは、私が論じている問題はカナダ連邦最高裁判所 (Supreme Court) のレベルでは判断が下されていないように思われる。しかしながら、過失から生じた身体傷害を理由とする請求において、稀ではあるが、懲罰的損害賠償金は利用できると判示したブリティッシュ・コロンビア州控訴院 (British Columbia Court of Appeal) 判決がある。*Robitaille v Vancouver Hockey Club Ltd* (1981) 124 DLR (3d) 228 事件判決である。懲罰的損害賠償金は、被告の過失ある行為が補償として付与されるものに加えられる裁判所に

よる非難に値するような場合には、与えうると判示された。同控訴院は、ネグリジェンスの事件において懲罰的損害賠償金が付与されるのが稀である理由は、そのような事件のほとんどの場合、注意の欠如は別として被告の行為が非難に値しないからである、と述べた。同趣旨の同控訴院による *Coughlin v Kuntz* [1990] 2 WWR 737 事件判決、および、*Dhalla v Jodrey* (1985) 16 DLR (4th) 732 事件におけるノヴァ・スコシア州最高裁判所控訴部 (appeal division of the Supreme Court of Nova Scotia) の同趣旨の判決に言及することもできる。

イギリスの状況は、もちろん、*Rookes v Barnard* [1964] AC 1129 事件貴族院判決により採用され、*Cassell & Co Ltd v Broome* [1972] AC 1027 事件で確認された三つのカテゴリーに制限されている。したがって、ネグリジェンスを理由とする懲罰的損害賠償金の問題に関するイギリスの先例はない：最も役に立つ一般的な調査として、The Law Commission (UK) Consultation Paper No 132 on Aggravated, Exemplary and Restitutionary Damages (1994) 参照。アメリカ合衆国の状況は法域ごとに異なり、私が調べたところでは、先例のなかに共通のテーマを見出すに至っていない。

ニュージーランドにおける不法行為の第一級のテキストブック——Todd, Burrows, Chambers, Mulgan, Vennell, *The Law of Torts in New Zealand* (1991) ——は、870頁以下で懲罰的損害賠償金について論じている。本件の問題に直接関連する議論はないが、行為が無謀と特徴付けられる場合には懲罰的損害賠償金が利用されうるという考えが示されている。

Tilbury による *Civil Remedies* (vol 1) (1990) のなかには、オーストラリアの状況が調べられている。著者は、懲罰的損害賠償金はネグリジェンスを理由としては利用できないということはほとんど確実である、との見解を示した (262頁)。しかしながら、同書は、*Coloca* 事件判決以前に書かれており、また、*Lamb v Cotogno* (1987) 164 CLR 1 事件オーストラリア連邦最高裁判所判決の趣旨を十分には考慮に入れていないかもしれない。

同事件では、車の運転者が原告に重傷を負わせたが、それは、原告が挑発的に車のボンネットの上に飛び乗ることを含む口論の後に生じた。原告に対する傷害は、原告をボンネットから落とすようなやり方で車を運転したことで加えられた。原告は補償的損害賠償金と懲罰的損害賠償金の双方を回復した。後者は、ニュージーランドにおける事故補償以前の自動車運転者に規定されていた強制保険に類似のオーストラリアにおける強制保険制度では、損害賠償金は被

告自身ではなく強制保険の保険者により支払われるという事実にもかかわらず、付与された。

同事件ではネグリジェンスの事件それ自体としての懲罰的損害賠償金の問題を明示的には論じていないが、そのような可能性が暗示されるのは、同裁判所が、運転者が「現実の悪意 (actual malice)」を持たずに行為したという事実により懲罰的損害賠償金に対する原告の権利がなくなるわけではないと考えたからである。もし、「現実の悪意」が侵害の意図と同じであれば、同裁判所は〔被告の〕行為は思慮の上での故意による侵害の発生には至っていないとの見解を採ったに違いない。

ここで言及しておく価値のあることは、同連邦最高裁判所が、懲罰的損害賠償金の目的は罰を含むのみならず、「犠牲者が感じる復讐の衝動を緩和し、平和を危険にさらす自力救済を行おうとする感情を損なわせることでもある」との見解を採ったことである。一般的抑止は関連ある考慮事由であるとも言及された。オーストラリアの状況に関して役に立つ議論はさらに、Balkin and Davis, *Law of Torts* (1991) の832-835頁に見出さう。同書の著者は、故意は通常は一要素である、と述べており、したがって、懲罰的損害賠償金は稀ではあるが故意によらない不法行為を理由として利用できることを暗示している。実際、同著者は、懲罰的損害賠償金は、無謀な無関心を根拠に、過失により生じる身体傷害を理由として付与されていた、と記している：*Midalco Pty Ltd v Rabenalt* [1989] VR 461 (FC) 参照。

私は、本件のこの側面に関する私の議論を、私の見解ではニュージーランド法は被告の行為が十分に悪い場合には過失により生じる身体傷害を理由とする懲罰的損害賠償金請求を認める、と行うことで結論付けることができる。この場でその問題をそのような緩やかな——十分に悪い——状態にしておくのは、本判決の後半でかかる損害賠償金の付与に対する基準をより詳細に検討するつもりであるからである。

懲罰的損害賠償金の機能

懲罰的損害賠償金の機能は、私が既に記したことで、概ね、暗に示されている。その目的は懲罰と非難である。オーストラリア連邦最高裁判所においては、一般的抑止、復讐への衝動の緩和、および、自力救済の阻止といった事柄も関連ある考慮事由であると判示されている (*Lamb v Cotogno* (前出) 参照)。 *Donselaar* 事件における Cooke 裁判官の判決のなかのある考えを除け

ば、私が認識している先例で、懲罰的損害賠償金の付与のなかには補償的要素が存在すべきであるという見解を支持するものはない。実際、大部分の先例は懲罰的損害賠償金はかかる目的のために付与されるのではないことを明確にしようと注意している。

Corkill 氏 [被上訴人=原告側弁護人] は、その包括的で役に立つ主張のなかで、ニュージーランドにおいて、現在では、補償的側面を含むよう懲罰的損害賠償金を発展させるべきであるという見解を強く主張した。同氏は *Donseelaar* 事件における Cooke 裁判官の見解をよりどころにしようとしたが、同氏が主張したことは、事故補償制度が事故による身体傷害の犠牲者に対して適切に補償していないということであった。

少し前で私が、私の見解では過失により生じた身体傷害を理由にニュージーランドで懲罰的損害賠償金が付与される唯一の根拠は制定法上の制度が身体傷害に対して適切に補償がなされていると考えられなければならないことである、と述べたことが思い出されよう。もし、裁判所が懲罰的損害賠償金の算定のなかに補償的要素を含めることを認めるならば、いかなる基準でかかる補償的側面を算定すべきかを決定することが非常に困難になる。思うに、それは、特定の事件における制定法上の給付が適切な補償にどれほど不足しているかと裁判所が考えることに左右されるであろう。私の見解では、それはほとんど不可能な仕事であろう。

しかしながら、Corkill 氏の主張にはより根本的な問題がある。現在の制度の指摘されている不適切さにもかかわらず、良かれ悪かれ、ニュージーランドには無過失事故補償制度がある。その目的は補償をすることである。私の判断では、制定法上の制度の認識されている欠点を是正するために懲罰的損害賠償金に関する法を発展させることは裁判所の適切な機能ではない。かかる制度が不適切であると考えられるなら、適切な是正手段は、まったく不正確な方法にかなりえないなかへと懲罰的損害賠償金の範囲を広げることにではなく、他の所にある。

私の判断では、懲罰的損害賠償金を求める訴訟に補償的要素を含めることを認めることで、事故補償立法の制定法上および社会的目的の基礎を弱めるのは裁判所ではない。Corkill 氏の主張が基礎を置いている前提に、私は共感しないわけではないが、同氏が私に向けて制定法上の制度の病状に対して処方した治療法を適切なものと受け入れることは私にはできない。

懲罰的損害賠償金に対する基準

Broome v Cassell (前出) 事件判決のなかで Diplock 貴族院裁判官は、懲罰的損害賠償金を招く行為の種類は、意図的で、高圧的で、強圧的で、悪意を伴い、著しく正義に反するといった、「裁判所が用いる形容の語の全領域を」生じさせてきた、と述べた (873頁)。オーストラリアにおける用語法の傾向は、必要条件となる行為を「原告の権利の放漫な無視」による意識的な不法な行為と記することに集中しているように思われる。もちろん、これは *Rookes v Barnard* 事件判決におけるカテゴリーの一つと同じである。かかる表現は、Sir John Salmond が書いたものに起源があるように思われる：*A Treatise on the Law of Torts* (5th ed, 1920) 129頁。Knox オーストラリア連邦最高裁判所長官が、この語句を *Whitfeld v De Lauret & Co Ltd* (1920) 29 CLR 71 事件判決において裁判上で用いた (77頁) のが最初である。

ニュージーランドの事件では、著しく正義に反する行為、[原告の] 権利に対する侮辱、および、高圧的な態度という概念を含む様々な語句が用いられている。私は、今までに用いられてきている形容の語や表現の例を増やすことが何らかの目的に適うとは思わない。身体傷害を生じさせるネグリジェンスの事件において懲罰的損害賠償金が一度認められれば、過失の程度という概念から逃れることは不可能である。過失の度合が高ければ高いほど、懲罰的損害賠償金を求める主張は説得力を持つであろう。いかなる表現形式も、特定の事件に対して機械的に答を与えない。それは常に判断の問題であろうし、表現形式は尋ねなければならないことの必要な構成要素を包含しうるにすぎない。

私自身としては、判断基準から無謀さ (recklessness) を取り除いておきたいと思う。なぜなら、それはせいぜい、完全に主観的な基準から完全に客観的な基準までの間を、その間で様々な点を持ちながら変りうる、困難な概念であるからである。重過失 (gross negligence) の概念は魅力的な単純さを持っているが、私は、判断基準にかかる基準にのみ依拠させたくない。なぜなら、かかる基準は判断基準全体を作り上げている様々な構成要素を十分に含んでいるとは思わないからである。貴族院は最近、重過失が中心をなす考え方を、イギリスで起きた過失致死の事件のために承認したことを私は認める。

その事件は、*R v Adomako* [1994] 3 All E R 79 事件であった (87頁)。MacKay 大法官は、義務違反が立証されれば、陪審が検討しなければならない次の問題は、

「... 義務違反が重過失として、したがって、犯罪として特徴付けら

れるか否かである。これは、義務違反が生じたときに被告がいた状況の全てのなかでの被告による義務違反の重大さに左右される。．．．死の危険を犯していることを含め、被告に課せられる適切な注意の基準からの被告の行為の乖離の程度が犯罪と判断されるべきであるか否かを、陪審は検討しなければならないであろう。

確かに、これは、ある程度、循環論の要素を含む。しかし、この法分野においては、そのことが、犯罪と特徴付けられる承認されている基準から行為がいかにかけ離れているかについての判断基準としての正確さに対して致命的であるとは私は思わない。これは必然的に程度の問題である。そして、かかる程度をより詳細に特定しようとする試みは、見せかけの正確さを達成するであろう、と私は思う。絶対的に陪審の事項である問題の核心は、関連する死の危険に関して、被告の行為が陪審の判断において犯罪となる行為または不作為に相当するほどあらゆる状況において悪かったか否かである。」

と述べた。

私は大法官が述べたことから二つの句を取り上げたい。第一に私が敬意を持って同意する以下の叙述である。すなわち、判断基準は適用されるべき基準を取り込むように可能な限り注意深く形成されるべきではあるが、見せかけの正確さにすぎないものを達成しようとする危険に気付かなければならない、という叙述である。第二の点は、非常に単純な用語で、MacKay 貴族院裁判官は（イギリスの目的にとっての）問題の核心を被告の行為が故殺の刑事責任を招くほど「非常に悪い」か否かを解くことにより捕えたように私には思われる点である。最終的には、過失を理由とする懲罰的損害賠償金に関連して同種の問題を出すことができる：過失は懲罰的損害賠償金の付与を求めるほど非常に悪かったのか？

様々な先例を注意深く検討し関連ある要因を寄せ集めた後で、私は問題を以下のように取り扱いたい。身体傷害を引き起こす過失を理由とする懲罰的損害賠償金は、過失の程度が非常に高く、それが非難と処罰に値し、原告の安全に対する著しく正義に反し明らかな無視に相当する場合には、しかし、その場合に限り、付与されうる。

懲罰的損害賠償金——本件

生じたことの重要事項はすでに論じてある。Stumbles 氏が膨らませた正に

そのタイヤに警告のメッセージがあったのみならず、タイヤ置場のポスターにも目立つように一般的警告が示されていた。第一審裁判官は Stumbles 氏がタイヤの警告に留意しなかったと認定した。別の節で同裁判官は Stumbles 氏はタイヤの警告を無視したと述べた。Stumbles 氏がタイヤの警告を実際に読まなかったことは証拠から明らかである。しかし同氏は、取り扱っている種類のタイヤにとって 35-40 psi が最大限の安全な圧力であることを知っていたことを認めた。

同氏自身の決定的な自白によれば、同氏は 60 psi にまで圧力を掛け、第一審裁判官の認定によれば、二度目と三度目の試みの際に同氏は少なくとも 80 psi にまで圧力を掛けた。明らかな危険にもかかわらず、同氏は利用できるタイヤケージを使うことを適切であるとは考えなかった。同氏は、作業が潜在的に大変危険であることを何ら示さずに、原告が手伝うことを認めた。

Stumbles 氏が理解していたタイヤの安全圧力を同氏が意図的に越えたことは、全ての証拠からの隠すことのできない推定である、と私はみなす。同氏は、注意を持って測定することのできないほど、安全な圧力の程度を越えた。ある段階で、同氏は、「直感で」続けたと述べた。その時までには、同氏は、警告の最大安全圧力の二倍以上にまでタイヤを膨らませていた。Stumbles 氏は最大安全圧力をかなり越えていることを知っていたに違いない。同氏は、タイヤケージを使うといった適切な予防手段を採らない限りやっていることに内在する危険を意識していたに違いない。彼の行為は極端に向こう見ずであるとしかいいようがない。

Stumbles 氏は明らかに、原告に対して注意義務を負っており、そして、それに違反した。Stumbles 氏が自身または原告の安全を関連ある時に考慮していたという証拠はない。明らかに、同氏が原告を侵害しようと意図していたと結論付けることはできないし、私は無謀さの概念をそれ自体で十分な基準だとはみなしていないが、Stumbles 氏の行為を確かに無謀の描写に値するものと私はみなしているということは関連あることであると思う。

結局、私は、私が示した判断基準に立ち戻る。私は問題点を容易だとは思わない。この段階で原告の傷害の重大さに影響を受けることから注意深く守らなければならない。前に述べたように、問題は Stumbles 氏の行為の性質の評価である。重要なことは、懲罰的損害賠償金はそれを付与せざるをえない事件のためにとっておかなければならないということである。権威ある先例が示していることは、懲罰的損害賠償金が与えられる事件は稀で例外的であると考え

られているということである。Everitt 第一審裁判官は本件が懲罰的損害賠償金が与えられる事件であると明らかに考えたが、私は、判断基準をいくぶん違った方法で見たが、かかる判決の精神に注目を払う。

結局、本件において Stumbles 氏により示された過失の度合は非常に高く原告の安全に対する著しく正義に反し明らかな無視に相当することに、私は得心する。私は、Stumbles 氏の行為が非難と懲罰に値する、と考える。したがって、私は、懲罰的損害賠償金に関する第一審裁判官の判決を支持する。

算定額

次の問題は算定額である。両当事者とも上訴している。上訴審裁判所は、全ての証拠を審理した第一審裁判官の評価に対して容易に介入すべきではない。事実審裁判官により定められた額は、それが合理的範囲であると公正にみなされうる額を下回る場合か、上回る場合に限り、上訴により再評価すべきである。本件における請求額は、それ自体適度な30,000ニュージーランドドルであったし、そのことで原告およびその助言者は賞賛される。判断のこの段階、つまり、額の算定の段階で、過失の結果は実際何らかの関連を持つ。

私に対して引き合いに出された事件で何らかの真の指針を与えるとみなしうるものは何もなかった。第一審裁判官が算定の際に誤りを犯したと何れの当事者も立証していない、というのが私の結論である。15,000ニュージーランドドルは、私の意見では、本件の全ての状況に照らして合理的な範囲内である。

手続上の命令——訴訟費用

本判決に含まれる理由により、私は上訴および交差上訴の双方を棄却する。被上訴人 Somerville 氏は訴訟費用に関する権利を有する。同氏の失敗に終わった交差上訴は、審理時間の非常にわずかな部分しか占めていなかったが、上訴人が払うべき訴訟費用の算定の際には、私はその点を心に留めておく。原審において訴訟費用は判断されていなかったし、両当事者共に両裁判所における訴訟費用を定めることを私に対して求めている。

本質においては、原告は第一審および上訴審において勝訴した。回復しえた額は相対的にみてかなり小額であるが、争点は両当事者のみならず一般的な点においても重要であった。上訴審には二日要し、地区裁判所での事実審理も、同判決の冒頭のメモによれば二日要した。この点およびその他全ての関連する要因を心に留め、私は、営業費 (disbursements)、証人にかかった費用およ

びその他必要な支払いと共に6,000ニュージーランドドルの訴訟費用を被告が原告に支払うことを命じる。それらの費用について何らかの見解の相違がある場合は、額は適切な裁判所のレジストラ（Registrar）により決められるものとする。

第2 解 説

1 本件高等法院判決の背景にあるもの

本件は、過失により生じた身体傷害を理由に懲罰的損害賠償金を求めた、ニュージーランドにおける事件であった。しかし、それは、ニュージーランド法の母法であるイギリス法的視点、および、ニュージーランドにおける独自の法発展の視点からみた場合、一見したところでは、奇異に感じられるかもしれない。なぜなら、イギリス法においては、アメリカにおける状況とは異なり、懲罰的損害賠償金は非常に限られた場合にしか認められないからである。また、ニュージーランドにおいては、1974年以来、事故補償制度の導入により、身体傷害を理由とする不法行為訴訟は提起できなくなっているからである。そこで、懲罰的損害賠償金と事故補償制度に関する現状に至るまでの経緯の概要を簡単に説明する。

(1) 懲罰的損害賠償金

一般に懲罰的損害賠償金（exemplary damages）と呼ばれている賠償金は、その名が示しているように、不法な行為をなした者の実例（example）を示すことを目されている。したがって、その機能は、罰することであり、補償することではない。

コモン・ローの歴史からみた場合、不法行為法が現在ほど法原則化されていなかったときには、犠牲者に対して補償をすることと同じように、不法行為者を罰することは例外的なものとはみなされていなかった⁽²⁾。しかし、現代において、そのような態度は疑わしいものと考えられ、補償が不法行為法上の救済手段の主たる目的であるとみなされた。転換点となったのは *Rookes v Barnard* [1964] AC 1129 事件貴族院判決であった。同事件判決は、懲罰的損害賠償金が認められる場合を以下の三つの場合に限定した。すなわち、(a)制定法により懲罰的損害賠償金を課すことが認められている場合、(b)政府の公務員の行為が

(2) 例えば、*Wilkes v Wood* (1763) Lofft 1; 98 ER 489参照。

強圧的 (oppressive), 恣意的 (arbitrary), または, 非立憲的 (unconstitutional) な場合, および, (c)原告に対して支払われるべき補償金を上回る利益をあげそうな行為の場合である。Rookes 事件判決は, *Broome v Cassell & Co Ltd* [1972] AC 1027 事件において, Denning 記録長官裁判官率いるイギリスの控訴院の抵抗を受けたが, *Broome* 事件貴族院判決において再確認された⁽³⁾。

Rookes 事件判決以前のニュージーランドでは, 懲罰的損害賠償金は悪意訴追⁽⁴⁾および名誉毀損⁽⁵⁾において認められていた。*Rookes* 事件判決に対するニュージーランドにおける最初の反応は, *Taylor v Beere* [1982] 1 NZLR 81 事件⁽⁶⁾において示された。同事件で控訴院は, 貴族院が示した懲罰的損害賠償金に対する制限的なアプローチに従うことを, 全員一致の判決で拒否した。つまり, ニュージーランドでは, 適切な事件では懲罰的損害賠償金を課すアプローチを採り続けるべきであるという判断が示された。そして, Richardson 裁判官は, 不法行為法は, その目的が単に犠牲者に対する補償だけではなく, 両当事者の私的な利害を越える公的な利害関心をも規律するものでなければならないことを強調した⁽⁷⁾。したがって, ニュージーランドにおいては *Taylor* 事件以来, 懲罰的損害賠償金は不法行為の一救済手段として一般的に利用可能なものであることが認められていた。さらに, 悪意 (malice) は懲罰的損害賠償金にとっての必要条件とはされなかった。

このように, ニュージーランドにおいては懲罰的損害賠償金を課すことに対する積極的な制限は存在していなかった。この状況をさらに展開させる要因になったのが, 後で略述する身体傷害を理由とする訴権の廃止であった。かかる訴権の廃止により裁判所は, 身体傷害に関連する懲罰的損害賠償金を求める訴えも事故補償法により排除されるのか否かの問題に直面した。この問題に対し

(3) この間の事情については, 田中英夫「懲罰的損害賠償に関するイギリス法の最近の動き」『英米法研究 3・英米法と日本法』112頁 (東京大学出版会, 1988) 参照。

(4) 例えば, *Stapleton v Smith* (1888) 6 NZLR 663参照。

(5) 例えば, *Matheson v Schneideman* [1930] NZLR 151; *CW Wah Jang & Co Ltd v West* [1933] NZLR 235参照。

(6) 同事件は, セックスのマニュアル本のなかに, 孫とくつろいでいるそれ自体性交渉とは直接関係しない写真を, 被写体の反対にもかかわらず, 掲載されたことに関連する事件であった。

(7) [1982] 1 NZLR 81, at 90.

て一定の答を出したのが *Donselaar v Donselaar* [1982] 1 NZLR 97 事件控訴院判決であった。同判決で、制定法上の補償は何らの懲罰的要素を伴わないので、懲罰的損害賠償金が課せられる可能性を残しておくことには十分な意味があると控訴院は判断した⁽⁸⁾。しかし同時に、控訴院は、懲罰的損害賠償金が高額になりすぎてはならないこと、そして、制定法上の給付の不足を補うために懲罰的損害賠償金が用いられてはならないことを注意した⁽⁹⁾。これらの見解は、本 *McLaren Transport Ltd v Somerville* 事件判決のなかでも示されているように、その後の事件⁽¹⁰⁾で控訴院により繰り返し述べられていた。

(2) 事故補償制度

ここでは、身体傷害を理由とする懲罰的損害賠償金を求める訴えが増加している理由であり原因であると考えられている⁽¹¹⁾、事故補償制度の問題点についてごく簡単に説明する⁽¹²⁾。したがって、それは、事故補償制度全体に関する包括的・一般的な説明ではない。

一般に事故補償制度 (accident compensation scheme) と呼ばれる制度は、1967年に公表された Woodhouse リポートと通常呼ばれる報告書⁽¹³⁾に基づく1972年事故補償法 (Accident Compensation Act 1972, 以下「1972年法」と呼ぶ) により、1974年4月1日から開始された。

当初、1972年法は賃金受給者と交通事故の犠牲者しかカバーしておらず、その他の事故の結果身体傷害を被った者には不法行為制度が依然として利用できることになっていた。しかし、かかる制度の実施以前に政権が交代した。そして、同法は大幅に修正され、非賃金受給者およびあらゆる種類の事故による傷害を含むものになった。かかる傷害に関連するコモン・ロー上の補償的損害賠償金を求める訴権は廃止された。この間の経緯は、事故補償制度の根底をなす「社会契約 (social contract)」と記されるようになった。

(8) [1982] 1 NZLR 97, at 107 per Cooke J; 116 per Somers J.

(9) Ibid at 107 per Cooke J.

(10) *Auckland City Council v Blundell* [1986] 1 NZLR 732; *Green v Matheson* [1989] 3 NZLR 564; *Willis v Attorney-General* [1989] 3 NZLR 574.

(11) Bruch Corkill, "Personal Injury: Public and Private Law" (1996) NZLJ 318, at 320.

(12) 詳しくは、Ian Campbell, *Compensation for Personal Injury in New Zealand* (1996, Auckland University Press) 参照。

(13) Royal Commission of Inquiry, *Compensation for Personal Injury in New Zealand*, Wellington, Government Printer, 1967.

1972年法は長大な制定法であるが、その骨子は、1974年4月1日以降にニュージーランドにおける事故により傷害を負った者は、かかる傷害に関する落度、状況、時および場所に関わりなく、制定法上の補償制度によりカバーされるというものであった。何が「事故による身体傷害」を構成するかに関する定義は、厳密には示されておらず、同法に基づいて作られる審査および上訴のプロセスでの解釈に幅広い余地を残すものであった。しかし、そのことは、Woodhouse リポートのなかで示された、通常ではない状況に対処できるようにするための柔軟で裁量的な制度の必要性を反映したものであった。

1972年法に基づき支払われる補償金の項目には、賃金の一部に対する補償、身体機能の喪失による一時金、苦痛 (pain and suffering) ならびに生活の楽しみの喪失による一時金、および、賃金に関連しない財政的損失に対する補償が含まれていた。そして、1972年法の運用に当たったのが事故補償委員会 (Accident Compensation Commission) であった。

このような形で開始された事故補償制度は、そのスタート直後から多くの改正が加えられた。それらのほとんどが二つの相反する政策上の主張に関連した。すなわち、一つは、事故補償制度のなかに疾病による障害者を加えるべきか否か、そして、もし加えるのなら、どのようにして組み入れるべきかというものであった。もう一方は、事故補償制度の下で増大する費用をどのように賄うべきかというものであった。これらの主張を反映する形で事故補償制度に生じた最初の重大な展開は、1982年事故補償法 (Accident Compensation Act 1982, 以下「1982年法」と呼ぶ) であった。1982年法の大部分はそれまでになされていた改正法を統合するものであったが、しかし、1979年の Cabinet/caucus⁽¹⁴⁾による事故補償制度の見直しから生じた改革をも含むものであった。1982年法のなかでとりわけ重要なのは、事故補償委員会を事故補償機関 (Accident Compensation Corporation)⁽¹⁵⁾に置き変えたことである。このことにより、事故補償制度の柱の一つとして Woodhouse リポートで求められた通

(14) Cabinet も Caucus も制定法上の規定を持つものではない。Cabinet はイギリスの Cabinet とほぼ同じ憲法慣習上の制度。Caucus はニュージーランド独自の制度で、政権政党の政策決定の上で非常に重要な役割を果たしている。

(15) 事故補償委員会および事故補償機関は、ともにその略語の“ACC”と呼ばれている。また、現在の事故補償制度の根幹をなす Accident Rehabilitation and Compensation Insurance Act 1992のもとでその運用に当たっている Accident Rehabilitation and Compensation Insurance Corporation も“ACC”の略語で呼ばれることが普通である。

常ではない状況に対応するための裁量性が損なわれたと指摘されている⁽¹⁶⁾。1982年法におけるもう一つの大きな変化は補償金の支払い方式を即金方式 (pay-as-you-go scheme) に変えたことであった。しかし、これらの改正によっても、増大する費用の問題と、補償制度がカバーする範囲の点での不公平さは解消されなかった⁽¹⁷⁾。

そこで、事故補償制度を抜本的に変える1992年事故後の社会復帰および補償保険法 (Accident Rehabilitation and Compensation Insurance Act 1992, 以下「1992年法」と呼ぶ) が制定された。様々な改正のなかで特に重要なのは、身体機能の喪失による一時金、および、苦痛ならびに生活の楽しみの喪失による一時金の廃止であり、「事故」および「身体傷害」を厳密に定義⁽¹⁸⁾することで補償制度がカバーする範囲が狭まったことである。また、同時に、労働能力基準の導入により、一定以上の労働能力を有するとみなされた者は、自己に適する職を見出せなくとも一定期間後に賃金補償が打ち切られることに示されるように⁽¹⁹⁾、事故補償制度のもとで給付される補償金が実質的に引き下げられた。このような例に示されるように、1992年法は、事故補償制度を財政的に運用可能とするために、その補償範囲を狭め、補償額を引き下げるものとなった。

2 評 釈

(1) Geoff McLay の評釈⁽²⁰⁾

McLay は、ネグリジェンスに関連する懲罰的損害賠償金が認められるか否かに関する Tipping 裁判官の二つの判断基準に言及する。すなわち、被告の行為が「非常に悪い」⁽²¹⁾という大変緩やかな判断基準とその後を示された「身体傷害を引き起こす過失を理由とする懲罰的損害賠償金は、過失の程度が非常

(16) 前掲注12, 94頁以下参照。

(17) これらの問題点を解決するために、*Report of the Royal Commission on Social Policy (Vol 2), "Future Directions"* Wellington, Government Printer, 1988; *Law Commission Report No 4, Personal Injury; Prevention and Recovery*, Wellington, Government Printer, 1988. などの報告書が出された。

(18) 1992年法第4条および第8条。

(19) 1992年法第37条, 第37A条および第37B条。

(20) Geoff McLay, "Negligence, ACC and Exemplary Damages ... What's too Bad?" (1996) NZLJ 425.

(21) [1996] 3 NZLR 424, at 433.

に高く、それが非難と処罰に値し、原告の安全に対する著しく正義に反し明らかな無視に相当する場合には、しかし、その場合に限り、付与されうる。」⁽²²⁾ という判断基準の二つを比較し、その上で、後者が前者の判断基準よりもより多くの働きをするものか否かは、その基準がいかに適用されるかにかかっているとす。

次に、McLay は、*Donselaar* 事件判決において懲罰的損害賠償金が故意の不法行為の事件で認められたことから、その理論的延長として故意によらない不法行為にまで拡大する場合があるとしつつも、かかる拡大によってもたらされる別の問題に着目する。つまり、ニュージーランドでは不法行為法が費用の点で経済的でなく、救済において不公正であることなどから、身体傷害を理由とする訴権を廃止したにもかかわらず、懲罰的損害賠償金を認めることは同種の問題に裁判所等が直面することになるとする。そこで、懲罰的損害賠償金が認められる状況を確定する明確な一線が必要となるが、そのためには、単なる過失を特別な懲罰に値する過失へと移行させる理論が必要となるとする。しかし、懲罰に値しうる行為は多様で、一般的な判断基準を見出すことは非常に困難であることを認める。

最後に、McLay は、本件判決において懲罰的損害賠償金が認められたことから、将来、懲罰的損害賠償金を求める訴えは「稀」でも「例外的」でもないであろうと予測する。つまり、同氏は、Stumbles 氏は自身が行っていたことの危険を十分に認識していなかったわけだが、同様に、行っていることの危険を認識していない愚かな者は多数いるが、彼等が本当に懲罰に値すべきであること、そして、かかる愚かしさが本当に「稀」で「例外的」であるかを疑問視する。

以上の理由から、McLay は、どのような事件において懲罰的損害賠償金が有効な手段とされるかを控訴院が決定する必要があると主張する。

(2) Andrew Beck の評釈⁽²³⁾

Beck は、懲罰的損害賠償金は単に懲罰的目的のみに付与され、補償的要素を含むものではないと裁判所が言い続けているにもかかわらず、本件判決から、法制度のなかのある種のバランスをとるための裁判所としての試みとして懲罰的損害賠償金が身体傷害の事件において用いられると見ることは困難では

(22) Ibid, at 434.

(23) Andrew Beck, "Exemplary Damages for Negligent Conduct" (1997) Tort L Rev 90.

ないとする。

Beck も McLay 同様、Stumbles 氏が採った行為に注目する。同氏が極めて愚かであったとしたうえで、そのような愚かさが懲罰的損害賠償金に値する愚かさであったか否かの間に否定的に答える。つまり、Stumbles 氏は原告の当面的問題を解決するために最善を尽くそうとし、自己の利益や社会的非難が求められるような危険な冒険を追い求めていたわけではなかった。裁判所は懲罰的損害賠償金は「稀で例外的」であるべきで、「そうせざるをえない事件」のために保留されるべきであることを認めているにもかかわらず、本件事実関係はかかるカテゴリーに当てはまるものではないとする。そして、この種の馬鹿げた行為に対して懲罰的損害賠償金が付与されるのなら、懲罰的損害賠償金は多数の交通事故においても利用されるであろうが、それはほとんど適切ではありえないとする。

Beck は、第二の問題として代位責任の問題を指摘する。代位責任は犠牲者に対して支払われることが確保されることに関心が集まる補償的損害賠償金の場合には十分に満足のいく制度であるかもしれないが、賠償金の付与の目的が懲罰である場合には懲罰に値する何かが存在しなければならないとの考えを示す。しかし、本件高等法院判決のなかではこの点について何も述べられていないにもかかわらず、損害原因者の使用者が罰せられていると指摘する。

次に、Beck は、被告の行為の効果の関連性の問題に言及する。考慮に入れられなければならないのは処罰に値する性質の行為だけであると述べることは容易であるが、実際かかる行為をその犠牲者に対する効果から切り離すことは非常に困難であるとする。そして、道徳的観点からは、重大な不利益を与える行為のほうがさほどの影響を与えない行為よりも懲罰に値すると考える傾向にあることを指摘し、それらのことは懲罰的損害賠償金を廃止する理由になりうるといふ考えを示す。

懲罰的損害賠償金の額に関して、裁判所は懲罰的損害賠償金に補償的性質を含めないことを述べてはいるものの、ニュージーランドの最近のいくつかの事件で精神的苦痛に対する一般的損害賠償金として15,000ニュージーランドドルが付与されていることから、かかる額が義務違反により生じる重大な苦痛に対するタリフのようなものになっていると言っても不適切ではないとする。

最後に、Beck は、懲罰的損害賠償金をめぐる法は手におえなくなる危険があり、気紛れな結果をもたらす扱いにくい道具になってきているが、本件高等法院判決はかかる不安を和らげるものではなく、もはや、出発点に立ち戻り、

懲罰的損害賠償金を全て廃止すべきであると主張する。

(3) John Smillie の評釈⁽²⁴⁾

Smillie は、Tipping 裁判官が原告側弁護人の「事故補償制度が事故による身体傷害の犠牲者に対して適切に補償していないということ」⁽²⁵⁾を緩和するために「ニュージーランドにおいて、現在では、補償的側面を含むよう懲罰的損害賠償金を発展させるべきである」⁽²⁶⁾という *Donselaar* 事件における Cooke 裁判官の見解をよりどころにしようとした見解を退け、さらに、同裁判官は「制定法上の制度の認識されている欠点を是正するために懲罰的損害賠償金に関する法を発展させることは裁判所の適切な機能ではない。かかる制度が不適切であると考えられるなら、適切な是正手段は、まったく不正確な方法にしかなりえないなかへと懲罰的損害賠償金の範囲を広げることにではなく、他の所にある。

私の判断では、懲罰的損害賠償金を求める訴訟に補償の要素を含めることを認めることで、事故補償立法の制定法上および社会的目的の基礎を弱めるのは裁判所ではない。」⁽²⁷⁾と述べたことを示し、これらのことから、同裁判官が原告の請求を退けるのが当然であったはずだとする。

それにもかかわらず、Tipping 裁判官が、懲罰的損害賠償金を故意によらない不法行為の領域にまで拡大したことに対して、Smillie はかかる結論が依拠している先例は信頼にたるものではないとし、さらに、同裁判官のイギリスの状況に対する「ネグリジェンスを理由とする懲罰的損害賠償金の問題に関するイギリスの先例はない」⁽²⁸⁾という言及に対して以下の問題点を指摘する。すなわち、もしその発言が、この問題に関してイギリス法が完全に沈黙しているという意味であれば、それは誤りであるとする。つまり、Smillie によると、

(24) John Smillie, "Exemplary Damages for Personal Injury" [1997] NZL Rev 140. 同論説は、論題が示す通り、身体傷害に対する懲罰的損害賠償金の問題を一般的に扱っているものであるが、その主張の重要な部分で *McLaren* 事件判決を取り上げているので、その部分を同事件判決に対する評釈としてここに概略を示す。なお、同論説に対する反論として Joanna Manning, "Professor Smillie's 'Exemplary Damages for Personal Injury': A Comment" [1997] NZL Rev 176 参照。

(25) [1996] 3 NZLR 424, at 433.

(26) Ibid.

(27) Ibid.

(28) [1996] 3 NZLR 424, at 432.

1993年にイギリスの控訴院は *AB v South West Water Services Ltd* 事件判決⁽²⁹⁾において、コモン・ロー上のネグリジェンスに基づく訴訟において懲罰的損害賠償金が付与されたイギリスの事件はないことを述べ、ネグリジェンスを理由とする訴訟における賠償金は被った現実の侵害に対する賠償であって「被告の過失または義務違反の程度」⁽³⁰⁾を反映するために増額されてはならないという以前の認識を再確認した。したがって、イギリスの控訴院は、イギリスではネグリジェンスを理由とする訴訟では懲罰的損害賠償金も加重的損害賠償金も利用できないと判示しており、Smillie は、かかるアプローチが間違いなく正しいと主張する。

懲罰的損害賠償金の額の算定基準に関して Smillie は、Tipping 裁判官により示された判断基準は途方もなく不十分なものであり、「懲罰的損害賠償金の付与を求めるほど非常に悪かった」⁽³¹⁾とか「過失の程度が非常に高く、それが非難と処罰に値し、原告の安全に対する著しく正義に反し明らかな無視に相当する場合」⁽³²⁾という基準は単に重大な問題をはぐらかしているにすぎないと不満をもちます。

さらに、Tipping 裁判官が本件事実関係をかかると曖昧な判断基準に当てはめ、懲罰的損害賠償金に値する行為であったと認定した点で、Smillie は McLay 同様、本件は単なる過失にすぎなく、懲罰的損害賠償金に値するものではないとの考えを示す。

Smillie は、本件判決が広範囲に渡り影響を与えるものであり、Tipping 裁判官の曖昧な判断基準のために、今後、懲罰的損害賠償金を求める訴訟の洪水が生じ、そのことは必然的にそれぞれの事件における取り扱いの不一致をもたらすことになるとする。なぜなら、懲罰的損害賠償金に値するか否かは、個々の裁判官の「侮辱 (outrage)」感の程度に左右されるからであると主張する。そして、裁判所の結論が予見しづらいことと訴訟費用が高額になることを考えると、多くの被告は裁判外での和解を求めるであろう。しかし、なお、「侮辱的」には至らない過失ある行為で重大な身体傷害を被る人々は残るであろうから、かかる人々の請求を満たすために判断基準を徐々に下げるように求める圧力が裁判所に加えられようかと予測する。

(29) [1993] QB 507.

(30) Ibid, at 528.

(31) [1996] 3 NZLR 424, at 434.

(32) Ibid.

3 おわりに

本件判決の概要とそれに対するコメントは上に示した通りである。確かに、各評釈者が指摘しているように本件判決は満足の行くものであるとは思われない。つまり、その理由は、まず第一に、懲罰的損害賠償金をネグリジェンスを理由とする訴えにおいて認める際の判断基準が明確さに欠けていること、第二に、懲罰的損害賠償金の利用可能性は、理論的發展として、故意によらない不法行為にまで拡大しうるとしても、法制度上の不適切さを補うための偽装として懲罰的損害賠償金の利用可能性が拡大させられているという疑いが非常に強く感じられることである。そして、これら二つのことから、将来、訴訟の数が増大し、判断基準の曖昧さのために法的安定性が確保されないのではないかという危惧が感じられる。

しかし、他方で、現状の認識されている法制度上の不備を補うために懲罰的損害賠償金を積極的に活用すべきであると主張する者もいる⁽³³⁾。本件判決は、結論に至るまでの理由付けの点では、優れたものとは言い難いが、しかし、背景にある状況を考慮に入れると、結論自体は極めて不自然であるとは思われない。問題はかかる結論を支持する積極的な法的根拠が示されていない点である。この点に関しては、今後予想される訴訟のなかで、または、制定法による改正を通して、改善されて行くものと思われる。今後の展開に注目する必要があるだろう。

(33) Bruch Corkill, "Personal Injury: Public and Private Law" (1996) NZLJ 318; Antonia Fisher, "Exemplary Damages and Medical Negligence" (1997) NZLJ 31; Joanna Manning, "Professor Smillie's 'Exemplary Damages for Personal Injury': A Comment" [1997] NZL Rev 176参照。